

船舶事故調査報告書

平成24年9月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年9月25日（日） 17時05分ごろ
発生場所	兵庫県香美町香住港北方沖 香美町所在の香住港東浜西防波堤灯台から真方位354° 1,500m付近 （概位 北緯35° 40.1′ 東経134° 38.1′）
事故調査の経過	平成23年9月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 和光丸、9.98トン HG2-2950（漁船登録番号）、個人所有 14.85m（Lr）×2.96m×0.99m、FRP ディーゼル機関、404kW、昭和53年4月4日 B プレジャーボート 幸代丸、0.4トン HG3-29800（漁船登録番号）、個人所有 4.59m（Lr）×1.60m×0.64m、FRP ガソリン機関、18kW、平成4年2月26日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月13日 免許証交付日 平成22年6月14日 （平成27年8月11日まで有効） B 船長B 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年6月30日 免許証交付日 平成23年10月5日 （平成28年12月24日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷中央部に破口、船外機濡れ損、廃船
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成23年9月25日16時50分ごろ、香住港を出港して漁場に向かい、手動操舵により対地速力約10ノットで北北東進した。 船長Aは、香住港沖防波堤を通過する際、3海里（M）レンジのレーダーで船首方向を確認したが、船舶の映像を認めなかったことから、以後、

	<p>ふだんは行っていいか釣り用の集魚灯（以下「集魚灯」という。）による船首方向の死角を補うための船首を左右に振る操船を行わず、目視による見張りだけを行いながら、A船の左舷前方の2隻の遊漁船の釣果に注意して同じ針路速力で航行を続けた。</p> <p>A船は、17時05分ごろ、香住港北方沖において、左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突し、船長Aは、衝撃を感じ、停船して周囲を確認したところ、B船とB船付近に船長Bを認めた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、15時00分から、香住港北方沖において、船首を東に向けて錨泊し、船長Bが、両舷船尾から釣竿を出して船尾に腰を掛けて船首方向を向き、魚を釣っていた。</p> <p>船長Bは、17時00分ごろ、香住港へ帰港のため、釣竿を片付け、錨を上げようとした際、右舷船尾方約20mに接近中のA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船との衝突を避けるためにB船の船外機を起動しようとセルモーターを回したが、船外機が起動しなかった。</p> <p>B船は、17時05分ごろ、右舷中央部とA船の左舷船首部とが衝突し、右舷中央部に破口が生じ、船長Bは、右肩を打撲するとともに、落水した。</p> <p>船長Bは、A船に救助され、B船は、A船にえい航されたが、右舷中央部の破口から浸水し、香住港沖防波堤付近において転覆した。</p> <p>A船は、船長Bを乗船させ、転覆したB船をえい航して日没後に香住港に入港した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、小型いか釣り漁船であり、集魚灯により船首方向に死角があった。</p> <p>A船のレーダーでは、B船と同程度の和船型の船は、0.5M程度に近づかないと映像が映らなかった。</p> <p>B船は、黒球形象物を備えていたが、掲揚できる設備がなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、香住港北方沖を北北東進中、船長Aが、左舷前方の遊漁船に注意を向け、通常は実施している集魚灯の死角を補う見張りを行わなかったことから、前路で錨泊中のB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、香住港北方沖で錨泊中、船長Bが、船尾に座って船首方向を向いて釣りをして船尾方の見張りを行っていなかったことから、A船が右舷船尾方約20mに接近して気づき、船外機を起動しようとしたが、船外機が起動せず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、香住港北方沖において、A船が北北東進中、B船が錨泊中、船長Aが通常は実施している集魚灯の死角を補う見張りを行っていなかつ</p>	

	たため、A船がB船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船首方向に死角がある船舶は、小型船舶を見落とさないように死角を補う見張りを行うこと。・ 錨泊中であっても適切な見張りを実施すること。・ 黒球形象物を掲揚できる設備を設けること。